

生活保護基準部会検討作業班の設置について

- 平成29年検証において実施すべき検討課題について、検証方法が整理されたものから順次データ分析を行うことを目的に、以下のとおり検討作業班を設置する。
- 作業スケジュールは、平成29年1月以降に検討作業班を設置してデータ分析を開始し、平成29年度にデータ分析がまとまったものから、順次本部会に提示することとする。

生活保護基準部会検討作業班 設置要綱(案)

1 設置の趣旨及び検討事項

社会保障審議会生活保護基準部会における検討事項について、技術的な検討や具体的な作業を行うため、検討作業班を設置する。

2 班員

検討作業班の班員は、生活保護基準部会の委員から選定する。

3 運営等

- (1) 検討作業班に班長を1名置き、班長は副班長を指名することができる。
- (2) 副班長は班長を補佐し、班長が不在の場合はその職務を代行する。
- (3) 検討作業班は非公開とするが、検討結果等は、生活保護基準部会に報告する。
- (4) 班長は必要に応じ、有識者等の参集を求めることができる。
- (5) その他、検討作業班の運営に関し必要なことは、班長が決定する。

4 庶務

検討作業班の庶務は、厚生労働省社会・援護局保護課が行う。